社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和４年度第５回理事会　議事録

招集通知年月日　令和５年１月１７日（火）
開　催　日　時　令和５年３月９日（木）１４時５６分～１６時０４分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター２階研修室
出席した役員　理事１０名（理事定数６名以上１２名以内）
黒木有美子、坂元京子、宮城博範、石田操、平井泉、島津久友、
杉元智子、渡瀬登、林典生、堀江幸治
監事３名（監事定数２名以上３名以内）
髙野眞、柿木一範、坊野国治
欠席した役員　理事２名
有川俊一郎、柿木原康雄
説明のため出席した職員　事務局１０名
大田勝信、田村真一郎、児玉誠、櫻田賢治、森山慎悟、星村太一、
又木勝人、黒原清美、栗山将平、永田晃作
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事録作成職務者　永田晃作
議事の結果

定刻前に出席予定の理事、監事が全員揃ったことから、事務局栗山将平が当日差替え資料について説明し、開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、杉元智子理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、髙野眞監事、柿木一範監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第６号	職務執行状況報告について	承認
議案第１６号	諸規程の改正について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務局規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会就業規則の一部を改正する規則の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会人事考課規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会定年再雇用規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会法令遵守規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員表彰基準の一部を改正する基準の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会退職手当規程の一部を改正する規程の制定について	可決

	・社会福祉法人都城市社会福祉協議会旅費規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員の懲戒処分等の基準に関する規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員の時差出勤に関する規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会資金運用規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について	
議案第１７号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度業務に係る契約締結について	可決
議案第１８号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第１９号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について	可決
議案第２０号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和４年度第４回評議員会の開催について	可決

終　了　時　刻　　１６時０４分

議 事 の 経 過

杉元智子議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第６号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「それでは報告第６号職務執行状況報告についてでございます。こちらは社会福祉法第４５条の１６第３項及び社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第２１条第５項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事（業務執行理事）の職務執行状況報告を行うものでございます。まず私の職務執行状況について報告させていただきます。差替えの議案書４ページをご覧ください。報告する期間につきましては前回の理事会以降、令和４年１２月６日から昨日、令和５年３月８日までの期間でございます。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子議長「引き続き、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。差替えの議案書５ページ、６ページをご覧ください。会長の報告と重複する部分につきましては省略させていただきます。報告の期間については会長と同じになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局からの説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。」

議長「よろしいでしょうか。ご質問がなければ報告第６号についてはご了承をいただけたものといたします。」

議長「続きまして、議案第１６号諸規程の改正について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「総務課の田村です。どうぞよろしくお願いいたします。差替えの議案書７ページをご覧ください。議案第１６号諸規程の改正について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の業務の運営に関する諸規程を改正することについて、定款細則第１５条第１項第１０号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。まず、社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいま議案第１６号について説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」
議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１６号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」
“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１６号は原案のとおり可決されました。」
議長「続きまして、議案第１７号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度業務に係る契約締結について、事務局より説明をお願いいたします。」
事務局田村真一郎「差替えの議案書６５ページをご覧ください。議案第１７号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度業務に係る契約締結として、標記の事業者と本契約を締結することについて、定款細則第１５条第１項第１１号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。３件の案件につきまして、６６ページから６８ページになります。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「ただいま議案第１７号について説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」
議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１７号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」
“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１７号は原案のとおり可決されました。」
議長「続きまして、議案第１８号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、議案第１９号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、両議案は関連がございますので一括して説明をお願いいたします。」
事務局大田勝信「事務局長の大田です。私の方から議案第１８号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、並びに議案第１９号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、ご説明申し上げます。差替えの議案書６９ページをご覧ください。それぞれ定款細則第１５条第１項第１号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。説明資料としまして、冊子で事前にお渡ししました令和５年度事業計画書をお手元にお開きください。まず、１０ページをご覧ください。」（以下、資料に基づいて説明）
事務局大田勝信「続きまして、令和５年度予算の説明を行います。説明資料として、別紙Ａ３版の令和５年度当初予算拠点・サービス区分別財源内訳表をご覧ください。先程申し上げました令和５年度事業計画（案）に添って予算を立てております。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「ただいま議案第１８号、議案第１９号について一括して説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」
林典生理事「都城市役所内に統合型相談窓口を設けることについて、いつから動きだす予定でしょうか。」
事務局大田勝信「引っ越しを来月４月１日、２日に終わらせて、３日から職員を配置しますが、動き出すにはしばらくかかると思います。」
議長「林理事、よろしいでしょうか。」
林典生理事「はい。ありがとうございました。」
議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」
髙野眞監事「課題といいますか、この３年間地域活動が私たちもなかなか出来なくて、公民館で地域の皆さんと草取りなどを一緒にするといろんな話が出ます。地域にどんどん出て、地域のニーズを汲み上げながら問題解決していく、アウトリーチという形を３年間とりづらかったのではないでしょうか。これから社会福祉協議会も地域に出ていく機会が多くなると期待を

持っていますが、これまでの３年間がどのような期間だったか、社会福祉協議会の中で総括をされていると思います。これから若い職員が地域に出るにあたって、どのような心がまえが必要か、何かモチベーションが上がるような企画をされているか教えていただきたいです。もう１点、広報活動についてお尋ねします。１年に４回、ごー！ごー！！ちいきを発行しており、非常に楽しく見ておりますが､もう少し物足りないという面があります｡発行回数を増やすか、ページ数を増やすか、もう少し情報を短いスパンで流していただければと思います。また、広報デジタル推進室がどういった役割を果たすのか。行政も今、デジタル化を進めています。私も社会福祉協議会のＬＩＮＥお友達登録をしているので、さまざまな様子が伺えますが、登録者数が増えていないことが気になっていますし、そういった意味で広報活動について、社会福祉協議会をどのようにアピールしていくのか。広報デジタル推進室の活用も含めて教えていただきたいです。」

事務局櫻田賢治「地域福祉課の櫻田です。第４次都城市地域福祉活動計画の中で職員像として、ハート・アクション・コミュニティを掲げ、１５地区の地区担当制を充実させています。コロナ禍において、これまで十分に活動できない部分もありましたが、令和４年度は各１５地区の社会資源を集め、トレジャー・カード・ネットワーク事業に取り組みました。地区担当者は１地区５０以上の社会資源を見つけ、１５地区でトータル７５０ほどの社会資源を集めました。令和５年度は、集めた社会資源を繋げていくような取り組みであったり、さらに、地域に出向き様々な困難ケースを社会資源に繋げていくという取り組みをしていきます。地区担当制は主担当者の他、サブ担当者、地域サポーターというチームを作っていますので、トレジャー・カード・ネットワーク事業をさらに活用していくという面で、チームで地域に入っていく体制のもと、今後そういった活動が活発になってくると考えております。」

事務局田村真一郎「広報に関するご意見への回答をいたします。まず､紙媒体の広報紙ごー！ごー！！ちいきは年１２回、毎月発行しているところです。事務局内で様々なコンテンツを検討しながら毎月定例発行しているものです。ただ、昨今のデジタル化、若い世代の方々がどれだけ広報紙を手にしていただける機会があるのか、ということを踏まえると、ＳＮＳ上ではフェイスブックやインスタグラム、ＬＩＮＥもそうですが、そういったＳＮＳ媒体を同時に活用して情報の発信に努めているところです。紙媒体の広報紙は現在、公民館加入世帯に配布していますが､本会の魅力や本会が普段どのような事業に取り組んでいるのかというものに関して、さらにＩＴ化といいますか、ＳＮＳ媒体を駆使した取り組みに課題がある認識です。そのあたりを令和５年度は見直しを進めながら情報発信に努めていく所存です。次に、広報デジタル推進室についてです。本会のブランド力を高めるための取り組みの中で、まずは、本会が何をするところなのか、最低限そういう説明が出来る機会であったり、本会の魅力について、本会職員ひとり１人が語れるかどうか、というところから考えています。それと大事なことは、本会の事業を見せる化といいますか、紙媒体以外にも動画を駆使するような形で本会の魅力を発信する必要があると考えています。それらの役割を中心に広報デジタル推進室が担う形で進めております。」

議長「髙野監事、よろしいでしょうか。」

髙野眞監事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

石田操理事「法人運営の善意銀行活用事業について、前年度当初予算額２７０万円減ということで、現状、コロナ禍で家族葬などが増えていることが起因しているのではと思いますが、令和４年度最終の見込みについて教えていただきたいです。この善意銀行活用事業は、私たち地区社会福祉協議会にとって大変ありがたい事業です。在宅高齢者の紙おむつ給付や１５地区の運営などに関わってきます。将来的にも現状を継続していただけるよう考えてもらえればありがたいです。」

事務局田村真一郎「おっしゃる通り、最期の見送りの機会が簡素化され、香典返しが減少し

ているのが現状です。細かな数字は最終的なものを申し上げることが出来ないところですが、例年と比較すると減少が著しい状況です。ですので、別の形で寄付のあり方を考えていかなければなりません。一例として、遺言の支援に関連して寄付をいただけるような何らかの終活の事業を検討していくことや、成年後見制度の取り組みに併せた財源確保などを今後進めていきます。金額については、後ほど個別にご報告させていただくことでよろしいでしょうか。」

議長「石田理事、よろしいでしょうか。」

石田操理事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１８号並びに議案第１９号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１８号、１９号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第２０号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和４年度第４回評議員会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「議案書７１ページをご覧ください。議案第２０号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和４年度第４回評議員会の開催について、定款第１４条第１項及び定款細則第５条第１項の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいま議案第２０号について説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第２０号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第２０号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「皆様からはないようですので、事務局から何かありますか。」

事務局田村真一郎「第４回理事会で事業継続計画（ＢＣＰ計画）をご提案させていただき、１月末日までに皆様からご意見をいただくこととしておりましたが、皆様から特段大きなご意見などありませんでしたので、計画をまとめた上で４月からは非常時にも事業がきちんと継続できるような形で計画を進めて参ります。以上、報告でした。」

議長「それでは、これで議事については終了とし、私議長の役目は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。」

事務局栗山将平「それでは、以上をもちまして令和４年度第５回理事会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和　　年　　月　　日

会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印